

資料提供

令和4年11月2日（水）

照会先：保健医療部生活衛生課食の安全対策室

担当者：室長補佐 佐藤 要介

連絡先：029-301-3424（内線）3421、3424
090-3311-1520

食品添加物(次亜硫酸ナトリウム)の使用基準違反について

令和4年11月1日（火）、藤沢市保健所から、「当所が市内食料品販売店において、「れんこん水煮」を収去し、検査を実施したところ、基準値以上の食品添加物（二酸化硫黄）が検出された。調査の結果、当該品は茨城県稲敷市内の食品製造施設で製造されていた。」旨の情報提供がありました。

製造所を管轄する竜ヶ崎保健所の調査の結果、食品衛生法に違反していること（食品添加物の使用基準違反（原因：計量ミス））が判明しました。

このため、竜ヶ崎保健所長は本日、食品衛生法に基づき、当該製造者に対し当該品の回収を命じました。

記

1 藤沢市からの通報内容

(1) 製造施設：清水物産丸鋒株式会社（茨城県稲敷市清水2060-1）

(2) 当該品

- ・名称：れんこん水煮
- ・包装形態：合成樹脂製袋
- ・内容量：120g
- ・賞味期限：22.12.18

(3) 検査結果

- ・検査項目：食品添加物（二酸化硫黄）
- ・検出値：0.050g/kg 検出（基準値：二酸化硫黄として0.030g/kg）
※ 次亜硫酸ナトリウム（用途：漂白剤）の食品添加物としての検査は、二酸化硫黄として検出する方法で行います。今回のれんこん水煮には、二酸化硫黄として0.030g/kg 以上残存しないように使用しなければなりません。

2 当該「れんこん水煮」の出荷状況と回収等の対応

(1) 製造数量：160パック

(2) 出荷の状況

- ・一次流通先：神奈川県、香川県

(3) 回収等の状況

- ・当該「れんこん水煮」について、出荷先等を通じて回収を行っています。

3 県の対応等

- ・竜ヶ崎保健所は食品衛生法第59条に基づき当該品の回収を命令しました。
- ・当該「れんこん水煮」の流通先を管轄する自治体を通じて回収状況の確認を行います。
- ・製造者に対し、再発防止の徹底を図るよう指導を行ってまいります。

県民の皆様へ

次亜硫酸ナトリウムのADI(1日許容摂取量)は、体重1kg当たり二酸化硫黄として0.7mgであり、体重60kgの人に換算すると、42mg/日となります。この量は今回違反のあった「れんこん水煮」を体重60kgの人が生涯にわたって毎日840g(7袋)を食べ続ける場合に相当することから、通常の食生活において人の健康に影響を及ぼすことは考えられません。

【 参 考 】

次亜硫酸ナトリウムの概要

1. 名 称：次亜硫酸ナトリウム、Sodium Hydrosulfite
2. 用 途：漂白剤(食品添加物)
3. 毒性評価：ADI 二酸化硫黄として0.7mg/kg体重/日

(ADIとは体重1kgあたりの1日許容摂取量、ヒトがある物質を毎日一生涯にわたって摂取し続けても、現在の科学的知見からみて健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量)

【当該品の外観】

(表)



(裏)

